

児童手当・特例給付額改定認定請求書 兼 子ども医療費助成制度 医療証交付申請書 額改定届

児童手当法施行規則第2条、第3条 足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第7条

(提出先) 足立区長

(注)太線の枠内のみ記入してください。

R4.12

手当

医療

次の事業を申請します。□児童手当・特例給付 □子ども医療費助成 認定等のための公簿等の確認、調査、必要書類の提出及び誤字・脱字などの軽微な訂正・補記については、区役所職員が行うことに同意します。また、区の事務執行に関し、必要に応じて区が所得を公簿により確認することに同意します。

提出年月日 令和 年 月 日 ※ 児童手当認定番号

申請有無 受付 審査 入力 点検

収受印

請求者 フリガナ 氏名 住所 性別 性 男・女 生年月日 昭和 平成 年 月 日 電話番号 ① ( ) ② ( )

共通部分 table with columns: 増減の要因となる18歳までの児童(子ども), フリガナ氏名・生年月日, 続柄, 性別, 監護, 生計関係, 同居別居, 「別居」の場合の児童(子ども)の住所, 医療申請事由, 手当・医療区分, 児童との関係, 児童PF登録

手当のみ table with columns: 増額 又は 減額の別, 増額・減額, 事由の発生日, 平成・令和 年 月 日, 増額の理由, 減額の理由, 請求者職業

医療のみ table with columns: 保険証(子どもの), 記号, 番号, 保険者番号, 被保険者, 請求者との続柄, 本人・配偶者, 保険者名称, 足立区国民健康保険組合, 加入日, 取得日, 子ども①, 子ども②, 子ども③

※審査 table with columns: 特例扱, 転入・出生, 別居・その他, X F S T, 手当月額, 改定前, 改定後, 額改定認定請求, 親子支援係案内(実施・手続済・不要), 被用者・非被用者, 証交付済

## 注意

- 1 この用紙は、受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。  
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 3 「氏名(法人名等)」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5 「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 8 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。(※「ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)
- 9 「事由の発生した年月日」の欄は、「7」又は「8」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 10 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

※  
備  
考

備考 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

